

ポッシュ ホール物品販売に関する規約

つづきアート&メディアパートナーズ

本規約は、施設利用者（以下、主催者）が施設内で物品販売を行う際の申請および、手数料の徴収について定めるものです。

第1条（目的）

本規約は、つづきアート&メディアパートナーズ（以下、指定管理者）が運営するポッシュ ホール（横浜市都筑区民文化センター）において、主催者が催物（コンサート、展示会等）を開催する際に、物品販売を行う際の申請手続きについて、および物品販売の収益に対して、指定管理者が定める手数料を徴収することに関する条件を定めることを目的とします。

第2条（物品販売の申請）

主催者が催物（コンサート、展示会等）を開催する際に施設内での物品販売を希望する場合、「物品販売および寄付行為等 許可申請書」を利用 3 週間前までに指定管理者に提出するものとします。

第3条（物品販売の許可）

主催者から、指定管理者に「物品販売および寄付行為等 許可申請書」に提出があった際、指定管理者は横浜市区民文化センター条例第 12 条にもとづき、許可、もしくは不許可の判断を行い、主催者に通知するものとします。

第4条（物販手数料）

主催者は、指定管理者が催物の際に行う物販に対して、販売金額の 10%を物販手数料として甲に支払うことに同意します。

1. 物販手数料は、物販の販売金額に対して 10%を適用するものとし、主催者の催物終了後に指定管理者が販売金額を確認し、手数料額を算出します。
2. 手数料は、催物終了後、指定管理者から主催者に請求され、催物終了後速やかに支払われるものとします。

第5条（物販商品の管理）

主催者は、物販に関連する商品の調達、管理、販売を自らの責任で行うものとし、指定管理者はその内容について一切責任を負わないものとします。主催者は、販売する商品が第三者の権利を侵害しないことを保証します。

第6条（物販売上の報告）

主催者は、物販の売上に関して、催物終了後速やかに指定管理者に対し、売上報告を行うものとします。報告内容には、各商品の販売数量および金額を含めるものとします。

第7条（期間）

本規約の有効期間は、[行為日時開始日]から[行為日時終了日]までとし、期間内における催物に対してのみ適用されるものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 主催者は、自己及び自己の関係者（役員、従業員、代理人等）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力に該当する者）でないことを保証します。
2. 指定管理者および主催者は、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、直ちに物品販売の許可を解除することができるものとします。この場合、解除された側は、解除によって生じた損害について責任を負うものとします。
3. 乙は、反社会的勢力との取引を行わないことを誓約し、万が一、反社会的勢力との取引が判明した場合、甲に対して損害賠償責任を負うことに同意します。

第9条（その他）

1. 本規約に定めのない事項については、協議の上、誠実に解決を図るものとします。

ボッシュ ホール 横浜市都筑区民文化センター
物品販売および寄附行為等 許可申請書

申請日 年 月 日

指定管理者

つづきアート&メディアパートナーズ 宛

横浜市区民文化センター条例（以下「条例」という）第12条に基づき、次の通り行為許可申請します。

20250508改定

行為責任者	団体名			
	代表者名		申請者名	
	住所	電話		
催事名				
行為日時	年 月 日 ()	:	から	
	年 月 日 ()	:	まで	
販売場所	ホール / ギャラリー / リハーサル室 / その他 ()			
行為内容	物品販売 / 寄附 () / 広告物の掲示 / その他 ()			
販売物品内容	CD / DVD / Blu-ray / その他 ()			
	書籍 / 楽譜 / 関連グッズ / その他 ()			
販売物品内容 (詳細) ※広告物の場合は「料金」欄は空欄	●品目	数量	料金	(税込)
	●品目	数量	料金	(税込)
	●品目	数量	料金	(税込)
	●品目	数量	料金	(税込)
	●品目	数量	料金	(税込)
	●品目	数量	料金	(税込)
※販売物品内容(詳細)が記載しきれない場合は別様式で提出ください				
寄附先詳細	寄附先団体名			
	※寄附先団体の詳細がわかる資料を添付ください			
備考				
許可条件	1. 行為日時の3週間前までに、指定管理者に本状を提出すること。 2. 物品販売は「ボッシュ ホール物品販売に関する規約」を則って行うこと。 3. 物品販売は、原則として催し物に関連する物品が対象であること。(例: 出演者のCD類の販売等) 4. 寄附行為は、最終的な寄附先が公的組織・団体であること。 5. 許可行為実施時に、本状を行為場所にて掲示すること。 6. 条例第17条に基づき、違反行為などあった場合は、許可通知後であっても許可を取り消す場合があります。 <物品販売> ・10%の手数料が発生します。 <寄附行為> ・寄附行為の終了後、速やかに寄附した際の領収書のコピーを提出ください。 ※主催団体への寄附は許可できない場合があります ・寄附とは任意で行うものを指し、徴収する場合は入場料とみなします。 ・寄附の金額については最低金額の設定を行わないでください。			

物品販売および寄附行為等許可書

年 月 日

上記の申請の 物品販売 / 寄附 / 広報物掲示配布 行為については

許可する

事に決定しましたので、ここに通知いたします。

許可しない